

(写)

令和4年9月14日

埼玉地方最低賃金審議会  
会長 土屋 直樹 殿

埼玉地方最低賃金審議会  
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・  
同部分品製造業最低賃金専門部会  
部会長 福田 素生

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の  
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月3日埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼  
玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、  
慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 土屋 直樹  
福田 素生  
満木 祐子

労働者代表委員 新井 博  
江郷 俊太  
松村 敏司

使用者代表委員 栗生田誠人  
石井 俊司  
石口 孝貴

別 紙

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品  
製造業最低賃金

1 適用する地域

埼玉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,022円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり